

大空町障がい者活躍推進計画

（計画期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）

令和7年3月

大 空 町

1. 計画の趣旨

本町では、令和2年6月に策定した「大空町障がい者活躍推進計画」に基づき、障がい者雇用や環境整備などに取り組んできました。

この度、現計画が終了することに伴い、さらなる障がい者雇用率の向上や障がいのある職員が活躍できる職場づくりの推進などに向けて、第2期計画を策定します。

第2期計画では、法定雇用率の引き上げを見据えながら、計画的な雇用に取り組むとともに、引き続き、障がいのある職員一人一人が自分の能力を最大限に発揮できる職場づくりや、障がいの種別を問わず安心して安定的に働くことができる環境の整備などに取り組んでいきます。

2. 計画期間

本計画期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。

ただし、毎年度の計画の取組状況を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 障がい者雇用に関する課題（町長部局）

今後、該当職員の定年等による退職が見込まれることや法定雇用率の引き上げにより、募集・採用の検討が必要となります。

年度	令和3年3月	令和6年4月	令和8年7月
法定雇用率	2.6%	2.8%	3.0%
法定雇用者数	3名	3名	4名

4. 障がい者の雇用率・雇用状況（町長部局）

障害者雇用推進法第40条及び同施行令第8条に基づき、地方公共団体の任命権者は、毎年6月1日現在の障がい者の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報することが義務付けられており、各年の状況は下表のとおりです。

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
雇用者数	2名	3名	4名	3名	3名
雇用率	1.59%	2.26%	2.92%	2.23%	2.20%
法定雇用者数	3名	3名	3名	3名	3名
法定雇用率	2.5%	2.6%	2.6%	2.6%	2.8%
不足人数	1名	0名	0名	0名	0名

5. 障がいのある職員の活躍推進に関する取組により達成しようとする目標

（1）採用に関する目標

〔目標〕・法定雇用者数以上の障がい者を雇用する。

・大空町全体（教育委員会を含む）で、障がい者を5名雇用する。

〔現在の状況〕法定雇用者数 3名、雇用者数 3名（令和6年6月時点(町長部局)）

〔評価方法〕毎年の障がい者任免状況通報により把握及び進捗管理を行う。

（２）定着に関する目標

〔目標〕不本意な離職者を極力生じさせない。

〔現在の状況〕令和6年度における離職者はなし。

〔評価方法〕人事記録を基に前年度採用者の定着状況の把握及び進捗管理を行う。

6. 取組内容

（１）障がいのある職員の活躍を推進する体制整備

① 組織面

- ・障がい者雇用推進者として、総務課長を選任します。
- ・障がい者雇用推進者、衛生管理者、総務課総務グループ主幹、総務課総務グループ主査、生涯学習課長、生涯学習課学校教育グループ主幹、生涯学習課学校教育グループ主査を構成員とする「障がい者雇用推進チーム」を設置し、計画の実施状況の点検・見直しを行います。
- ・総務課総務グループに相談窓口を設置し、障がいのある職員が相談しやすい体制を整えます。

② 人材面

- ・障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、障がいへの理解を深め、障がいのある職員を適切に支援するため、選任された年度内に労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

（２）障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・在職中に疾病、事故などで障がいを負い、従来の職務遂行が困難となった職員から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務について検討します。

（３）障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

① 職務環境

- ・障がいのある職員の要望や職務遂行にあたり障壁となっている事情を把握し、適切な措置を講じます。
- ・新規に採用した障がいのある職員については、面談により必要な配慮等を把握し、必要な措置を講じます。
- ・障がいのある職員への合理的配慮のあり方について、全職員へ周知し、必要に応じ職員研修を実施します。

② 募集・採用

- ・採用選考にあたり、障がいのある方からの要望を踏まえ、試験を受けやすい環境

を検討します。

- 募集、採用にあたっては、以下の取扱いを行いません。
 - ◆特定の障がい者を排除し、または特定の障がい者に限定する。
 - ◆自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ◆介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ◆「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ◆特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- ③ 働き方
 - 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。
- ④ その他の人事管理
 - 在職中に疾病、事故等により障がいを負った職員について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職務環境の整備等を行います。

7. その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。